

## 参考資料

## 参考資料

### 千葉県男女共同参画ハーモニー条例

平成 14 年 9 月 25 日公布

千葉県条例第 34 号

千葉市民が、21 世紀を豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女が人権を尊重しあい、互いの個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を営むことができる男女共同参画社会を形成することが緊要な課題である。

千葉市は、これまで「ハーモニー」を男女共同参画社会をイメージする言葉として、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会を目指し各種の施策を積極的に展開してきたが、なお一層の努力が求められている。

千葉市は、ここに、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

#### （目的）

**第 1 条** この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2）積極的格差是正措置 前号に規定する機会について男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （基本理念）

**第 3 条** 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- （2）男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会のさまざまな制度や慣行に

よってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

(3) 社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、そのための活動が支援されること。

(4) 男女が、性別にかかわらず、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野の意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たすことができること。

(6) 女性及び男性が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

(7) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

#### (市の役割)

**第4条** 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を策定し、実施する役割を担うものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との協働を図る役割を担うものとする。

#### (市民の役割)

**第5条** 市民は、男女共同参画社会の形成についての理解を深め、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努める役割を担うものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

#### (事業者の役割)

**第6条** 事業者は、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できる職場環境を整備する役割を担うものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第7条** 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し性的な言動を行うことにより、当該者の生活の環境を害し、若しくは不快な思いをさせ、又は性的な言動を受けた者の対応により、当該者に不利益を与える行為を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為等を行ってはならない。

（基本的施策）

**第8条** 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- （1）政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、積極的格差是正措置として女性職員の積極的な職域拡大及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修等の実施に努めること、職員が職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること及び附属機関等の委員の委嘱等に当たり、女性委員の拡大に努めること。
- （2）学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画社会の形成を推進するための措置を講じるよう努めること。
- （3）雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。
- （4）自営の商工業又は農林水産業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供その他の活動に必要な支援を行うよう努めること。
- （5）女性及び男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支援の下に円滑に行うことができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- （6）男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めること。
- （7）女性及び男性が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯にわたる心身の健康が維持され、妊娠、出産その他の健康について自らの意思が尊重されるよう、性に関する教育、相談その他の必要な措置又は支援を行うよう努めること。

（基本計画）

**第9条** 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

**第10条** 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

（年次報告）

**第11条** 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書

を作成し、公表するものとする。

**（調査研究）**

**第 12 条** 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

**（広報活動等）**

**第 13 条** 市は、男女共同参画社会の形成についての市民及び事業者の理解を深めるために積極的な広報活動に努めるものとする。

2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、第 3 条に規定する基本理念の趣旨を踏まえ作成するものとする。

**（男女共同参画週間）**

**第 14 条** 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に対する関心を高め、理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年 12 月のうち市長が別に定める日から 1 週間とする。

3 市長は、男女共同参画週間において、男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、又は積極的な取組を行ったと認められる事業者を表彰することができる。

**（拠点施設）**

**第 15 条** 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進し、並びに市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する取組を支援するため、拠点施設を設けるものとする。

**（苦情及び相談の申出等）**

**第 16 条** 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び相談を処理し、並びに男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、必要な委員（以下この条において「委員」という。）を置く。

2 市民及び事業者は、委員に対し前項に規定する苦情若しくは相談又は救済を申し出ることができる。

3 委員は、前項の規定による苦情又は相談の申出があった場合は、必要に応じて調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるものとする。

4 委員は、第 2 項の規定による救済の申出があった場合は、必要に応じて関係者に対し調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、当該関係者に対し助言、是正の要望等を行うものとする。

5 委員は、第 1 項に規定する苦情及び相談の処理状況について千葉市男女共同参画審議会に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、委員に対する申出に関し必要な事項は、規則で定める。

**（審議会）**

**第 17 条** 市長の諮問に応じ、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千葉市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について調査審議し、市

長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、市長が男女の委員の数が概ね同数となるよう委嘱した委員 15 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は 2 年とし、2 期を超えて連続して再任されることはできない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第 18 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する市の基本的な計画であつて、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第 9 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。

## 男女共同参画社会基本法

---

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
 改正 同 11 年 7 月 16 日同 第 102 号  
 同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

#### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、

緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**（家庭生活における活動と他の活動の両立）**

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**（国際的協調）**

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

**（国の責務）**

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**（地方公共団体の責務）**

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**（国民の責務）**

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**（法制上の措置等）**

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**（年次報告等）**

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**（男女共同参画基本計画）**

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作

成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**（都道府県男女共同参画計画等）**

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**（施策の策定等に当たっての配慮）**

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**（国民の理解を深めるための措置）**

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**（苦情の処理等）**

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**（調査研究）**

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**（国際的協調のための措置）**

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）**

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第3章 男女共同参画会議**

**（設置）**

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**（所掌事務）**

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**（組織）**

**第23条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

**（議長）**

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

**（議員）**

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

**（議員の任期）**

**第26条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第 10 条第一項及び第五項、第 14 条第三項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

平成 26 年度版  
ちば男女共同参画基本計画  
新ハーモニープラン（後期計画）  
年次報告書

□ 発 行 千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
（電話）043-245-5060  
<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/>